

大阪府教育委員会退職予定者人材バンク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の退職管理に関する条例（平成23年大阪府条例第6号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、再就職の支援として大阪府教育庁が実施する人材バンク制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(人材バンクの活用)

第2条 前条の目的を達成するため、総務部人事局内に設置された大阪府退職予定者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を活用する。

2 大阪府教育庁及び学校以外の教育機関の指導主事、社会教育主事及び管理主事並びに府立学校の校長、教員、実習助手、寄宿舍指導員、技術職員及び栄養職員の人材バンクの活用については、大阪府退職予定者人材バンク実施要綱（平成20年11月1日人事第1970号。以下「知事要綱」という。）の規定を準用する。この場合において知事要綱様式第1号から様式第7号までについては、本要綱に規定する様式第1号から様式第7号までに読み替えるものとする。

3 人材バンクの運営に係る庶務は、大阪府教育庁及び学校以外の教育機関の指導主事、社会教育主事及び管理主事については教育総務企画課において、府立学校の校長、教員、実習助手、寄宿舍指導員、技術職員及び栄養職員については教職員室において、それぞれ行う。

第3条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第5条の規定は、平成20年11月1日以後に府教委を退職する職員について適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、条例施行の日（平成 23 年 3 月 22 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。